

⊘ 違反是正

はじめに

当庁では、平成21年11月に杉並区高円寺南の雑居ビルで多数の死傷者を発生させた火災を踏まえ、類似施設約2,700棟に対して緊急一斉立入検査を実施したところ、違反対象物数は約2,500棟、違反指摘数は42,000件以上に及んだ。

このことから庁内に検討委員会を設置して、この実施結果等を検証、分析したところ、「小規模雑居ビルの建物所有者やテナント経営者などは、防火意識が低く違反を是正したとしても再び違反を繰り返している。」との事実が明白となった。このため火災予防条例等を改正して「違反対象物の公表制度」を創設し、当庁ホームページ等により、都民等が利用しようとする防火対象物の違反情報を提供して自らテナント等の利用を判断できるようにするとともに、副次的に防火意識の低い関係者が自主防火に取組む仕組みを構築した。また、査察業務の信

頼性を確保しつつ、関係者の防火意識に着目した防火査察(本稿での「防火査察」とは、立入検査、違反処理及び火災予防のための措置を含む行政作用をいう。)を執行し、継続的な防火安全性を確保することを目的に、内部規定に定める査察対象物区分や防火査察執行体制などを全面的に見直した。

夜間に営業するテナント等の防火査察を実施する場合、従前は正規の勤務時間の変更等により22時までの営業時間帯に立入検査を実施してきたが、22時以降の深夜時間帯に営業を開始するテナント等については、立入検査を行うことが困難であった。このことから、防火査察執行体制の見直しにより、毎日勤務制職員が行う当番業務の中に新たに査察業務を加え、深夜時間帯における査察執行を可能なものとするとともに、消防総監の権限に基づく立入検査及び違反処理執行(以下「総監査察」という。)について内部規定で定められていた

防火査察執行体制の 充実強化

東京消防庁予防部査察課





写真2 繁華街地域の夜間立入検査

体制を3部制(以下「交替制査察員」という。)に強化し、継続して推進することとした。

本稿では、このように見直された防火査察執行体制の中でも、平成23年4月1日から運用している交替制査察員による取組内容及び総監査察実施要領などについて紹介する。

交替制査察員の担当業務について

交替制査察員は、本部庁舎内の予防部査察課機動査察係に席を置き、消防司令、消防司令補、消防士長各1名、計3名を1班とする3交替制で編成されている。

主な担当業務は、総監査察の実施のほか、①各消防署、消防分署及び消防出張所(以下「消防署等」という。)が抱える遡及対象物及び立入検査等において把握した屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備等の設置義務違反(以下「重大違反」という。)などの違反処理業務支援、②閉庁日、夜間等に発生した災害等における予防業務への対応、③他道府県からの違反事項通知に関する処理などを担っている。

(1)消防署等に対する業務支援

消防署等が抱える重大違反等に関して、その実情を把握して違反処理等に関するアドバイスをを行うほか、違反対象物に対する防火査察に同行し、実況見分及び関係者に対する供述録取等を実施して当庁が独自に運用している公表制度の有効活用、内部規定で定める違反処理基準に基づく違反処理を円滑に実施できるように支援している。

また、立入検査を実施した防火対象物に入居す

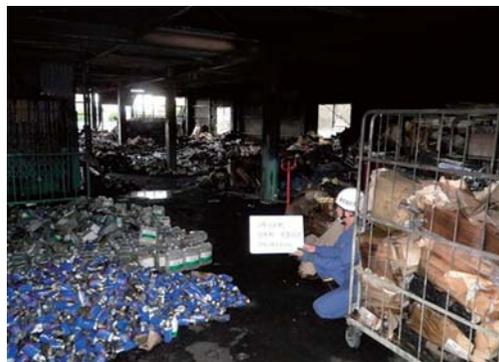


写真3 火災後の危険物無許可貯蔵実況見分調査

るテナントが深夜時間帯に営業している場合は、交替制査察員が深夜時間帯に当該対象物に出向し、関係者に対して立入検査結果通知書の交付、違反是正指導等についても実施している。消防署等が実施する繁華街査察及び指定当番での深夜時間帯の立入検査等においては、消防署等からの要請に応じて出向し、査察員に対して消防法(以下「法」という。)第5条の3に基づく消防吏員による物件除去命令等に関する教養を実施するなど、査察員の知識・技術の向上も図っている。

(2)災害発生時の対応

タンクローリーなどの危険物施設等からの油の流出、違反對象物等からの火災などの事案発生時には、休日、夜間を問わず現場に赴き災害概要等に関する情報収集にあたるほか、法に基づく応急措置命令、緊急使用停止命令等について災害出動隊及び消防署々隊本部等と連携を図り、適確かつ迅速な命令発動により災害の拡大、二次的災害の発生防止などにあたっている。

総監査察について

当庁では、消防署等に対し、当該年度において重点的に推進する査察業務事項を「年度事務事業計画」として、また、当該年度において優先的に立入検査を実施する査察対象物などを「年度査察業務指針」として示すことにより、消防署等において地域の特殊性などの実情や査察対象物の危険実態及び過去の立入検査の結果などを踏まえて年度立入検査計画を樹立し、月ごとにローリングして立入検査を実施している。

❌ 違反是正

総監査は、この計画とは別に査察対象物に対する立入検査及び違反処理の困難性や消防署等のマンパワーなどを勘案し、交替制査察員が総監査を執行できるものとしたもので交替制査察員の担う業務の大半を占めている。

(1) 総監査実施対象物の選定等

基本的には、防火への取組が不十分な深夜時間帯に営業するテナント等が複数存在する対象物や東京都内に複数の系列店舗が存在するテナント等が入居する対象物に対して総監査を実施することとし、防火管理に関する各種届出違反及び消防用設備等の基準違反の状況などを勘案して選定している。総監査を実施する際には、事前に当該対象物を管轄する消防署長に対して総監査の実施予定期間、実施対象物、法令等の定めによる届出に関することなど関係消防署長等と連携を図る必要があると認められる事項等について通知することを内部規定に定めている。

なお、緊急に総監査を実施する必要があり、事前に通知を行うことが困難な場合は、事後速やかに消防署長に通知する。

(2) 総監査実施要領

○事前検討

総監査を実施する際には、査察対象物の用途、規模、業態等を総合的に判断し、出火危険、延焼拡大危険及び人命危険の実態に応じた防火査察を行うため、事前に立入検査時に想定される違反指摘事項等について十分な検討を行っている。

総監査を実施する防火対象物は、先に述べたように防火への取組が不十分であること、所有関係及び賃貸借関係が複雑であることが多いことから建物及びテナントに関する不動産登記及び商業登記の内容について、法務局から登記事項証明書を取得し、建物の所有関係、テナントの賃貸借関係等の情報を収集する。

また、火災予防条例に基づく防火対象物使用開始届出がなされていないテナントについては、保健所及び警察への照会を実施して当該テナントの情報を取得している。

さらに、建築関係法令の違反が想定される場合には、当該防火対象物を管轄する建築行政庁に対

して総監査を実施する旨を伝えるとともに、必要に応じて同行を依頼している。

○事前連絡なしの立入検査

総監査においては、事前連絡を当該防火対象物の関係者に対して行わずに避難施設等の検査を主体とした重点的な立入検査（以下「事前連絡なしの立入検査」という。）を実施し、避難施設等に物件が存置されている場合は、速やかに法第5条の3に基づく命令を発動するとともに、当該防火対象物付近の現況調査も並行して実施し、効率的に業務を推進するよう工夫している。

○建物全体の立入検査

深夜時間帯に営業を開始するテナント等について立入検査を昼間に実施した場合、当該テナントの関係者が立ち会わず、実情を把握していない管理会社等の従業員が代理として立ち会うケースが多く見られ、防火管理業務の状況把握が困難で、関係者への指摘及び是正指導が行えない等の問題点がある。総監査では当該テナントの関係者が立ち会える時間帯に立入検査を実施し、火気管理、避難施設維持管理等の防火管理状況について実情を把握することができることから、違反指摘事項の是正について具体的かつ適確な指導を行っている。

また、総監査を実施する対象物は、法令違反を継続し、あるいは、同種の法令違反を繰り返し生じさせているなど人命危険等を考慮すると迅速に違反処理を実施する必要があることから、立入検査時に実況見分及び質問調書作成等の違反調査を並行して実施している。

○違反処理

総監査では、立入検査で現認した違反指摘事項に対しては厳正かつ迅速な違反処理を実施するため、必要に応じて立入検査結果通知書の交付と同時に警告書を交付し、警告履行期限が経過した場合は速やかに命令に移行している。

また、事前連絡なしの立入検査の際に避難施設等に物件が存置されている状況を把握した場合には、法第8条第4項の防火管理業務適正執行命令を視野に入れ、関係者等に対する供述録取などの違反調査を実施している。

表1 総監査実施結果

項目	件数	
総監査実施棟数	68	
総監査実施テナント数	621	
立入検査等 実施時間帯 ^(注)	8:30～17:15	242
	17:15～22:00	344
	22:00以降	134
違反指摘件数	3,429	
是正件数	2,599	
警告件数	604	
法第5条命令件数	31	
法第5条の2命令件数	1	
法第5条の3命令件数	45	
法第8条第3項命令件数	9	
法第8条第4項命令件数	18	
法第17条の4命令件数	39	
照会等	保健所照会	247
	登記事項証明書の取得	226
	警察照会	21
他法令関係違反の通知	19	

(注)立入検査等の件数は、事前調査、違反状況確認等は除き、立入検査、確認調査及び是正指導等のために当該防火対象物に出向した回数を計上している。

(3)総監査実施状況等

平成23年4月1日から平成25年12月10日までの総監査実施状況等は表1のとおりである。

(4)人材育成方策

当庁では、大量退職による組織力の低下を防ぐため、職務上必要な能力を有する人材を育成することが大きな課題となっている。

特に違反処理業務に関して、査察員の知識及び技術の向上を図り、適正な防火査察業務を推進するため、消防署等から査察課兼務職員を募り、交替制査察員として約1カ月間、総監査への同行及び違反処理業務に従事させ、集中的な実務教養を行うことにより、一連の防火査察業務の流れを経験させ消防署等での査察執行、違反処理業務に活用できる知識及び技術を習得させている。

また、総監査に可能な限り、消防署等の査察員を同行させるとともに、総監査実施対象物の違反指摘事項等がすべて是正された際には、防火査察執行要領、立入検査実施時の留意事項、関係者に対する指導経過等を実施結果として取りまと



写真4 避難階段の物品存置に対する違反調査

め、当該防火対象物を管轄する消防署等の査察員に対して教養等を実施している。

おわりに

総監査は、実施する防火対象物のみならず、周囲の関係者、さらには商店街振興組合等を通じ、夜間にも消防職員が街の安全のために防火査察を実施していることが広く地域に認識されることにより、立入検査が行われていない防火対象物の関係者についても防火に関する意識の向上が如実に見られている。夜間に交替制査察員を目にした建物関係者からは「より一層、色々な建物の検査を実施して、町を安全にしてほしい。」等の要望が寄せられている。

また、総監査を端緒として東京都内に多数の系列店舗を有する本社に対して消防法令違反の早期是正と再発防止等に関して指導し、立入検査による違反指摘を早期に是正する体制及び消防法令違反を未然に防ぐ体制などを構築させるなどの効果を上げている。一方、各部3名体制で総監査を実施しているためテナントが数多く入居する大規模な防火対象物の防火査察には時間を要してしまい実施対象物数が伸び悩んでしまうこと、違反対象物を抱える消防署等からの立入検査支援要請等にも対応していく必要があることなどが課題となっている。今後は、消防署等からの要望を取り入れ柔軟に対応できる体制を確保するとともに、交替制査察員の実績を分析・検証しながらさらに効果が上がるよう努めていくものである。

(文責：機動査察担当係長・萩生田)